

作成日 令和 6年 6月17日

令和6年度 施行

## 消防指揮車売払い

( 総務課 危機対策係 )

公示用

## 消防指揮車売払い

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
消防指揮車		1	台		
小 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

## 消防指揮車売払い仕様書

1 売払い物品名 消防指揮車（ハイエース）

2 引渡場所 芽室町車両センター（芽室町西4条6丁目1番地1）

### 3 見積条件

- (1) 車両は鉄くず化を条件として売払いを行いますので、車両としての二次利用は行えません。契約後は速やかに車両を解体し、解体した事実が確認できる写真、解体証明書及び運輸支局から交付される登録事項等証明書により永久抹消登録が確認できる書類を提出してください。  
移動は解体場所までの移動に限定し、それ以外の登録自動車としての使用は禁止します。
- (2) 車両は一時抹消手続きを済ませています。自走させて移動するためには、自賠責保険への加入及び仮ナンバーの取得が必要になります。
- (3) 契約から永久抹消までにかかる手続き及び手数料は、すべて購入者の負担とします。手続きは資格を持った者に委任するなど、関係法令を遵守し適正な手段、方法で行ってください。
- (4) 車両保管場所で車両の引渡しを行います。  
車両保管場所からの移動は購入者の責任で行い、移動中に発生したいかなる事態にも芽室町は一切関与しません。
- (5) 車両の解体に伴い、車両の記載文字を直ちに消去し、同時に赤色灯の離脱を行って下さい。  
車両の特性から、住民より芽室町に対しての誤解や第三者による悪用等が懸念されることから、確実に解体してください。
- (6) 車両付属品（夏用、冬用タイヤ含む）及び車内に積載してある物品は関係法令を順守し、適正に処分して下さい。
- (7) 車両の引渡し日時は、芽室町と購入決定業者で協議を行います。
- (8) 代金の支払いについては、入札の結果通知が到着後、購入決定業者は指定期日までに芽室町役場出納課で納入通知書により代金を納付してください。
- (9) 車両引き渡し後のすべての責任は、購入者が負うものとし芽室町は一切関与しません。  
疑義が生じた場合は、芽室町と購入決定業者が協議を行うものとします。

4 引取期間 自 令和 6年 7月 3日  
至 令和 6年 9月 3日